

○ ストーカー・配偶者からの暴力的事案の被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担要領の制定について（通達）

令和2年5月11日
人少甲達第50号、会甲達第13号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成28年5月30日付け生企甲達第62号、会甲達第8号「ストーカー・配偶者からの暴力的事案の被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担要領の制定について（通達）」

ストーカー・配偶者からの暴力的事案の被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担については、対号に基づき実施しているところであるが、先般の組織体制整備に伴い、別添のとおり「ストーカー・配偶者からの暴力的事案の被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担要領」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対応は廃止する。

別添

ストーカー・配偶者からの暴力的事案の被害者等の一時避難に係る宿泊費の公費負担要領

1 趣旨

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案（以下「ストーカー事案等」という。）への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者及び安全確保のために避難を要すると認められる被害者の密接関係者（以下「被害者等」という。）の生命・身体の安全を確保するための措置を最優先に講ずる必要がある。一方で、この種事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇^{ちゅうちよ}する例が見受けられる。

そこで、これらの被害者等の安全を確保し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、一時的な緊急避難の場所として宿泊したホテルその他の宿泊施設（以下「一時避難施設」という。）の宿泊費用を公費で負担する措置を講ずるものである。

2 基本的な考え方

(1) 対象者

ストーカー事案等のうち、危険性・切迫性が高い場合であって、被害者と加

害者の関係、被害者の状況等から、関係機関の施設や親類・知人宅等への避難が困難であると認められる被害者等

(2) 対象経費

公費負担は、ホテル等の宿泊に要する宿泊費（サービス料及び税を含む。）の実費額とし、飲食代、通信費等は含まないものとする。

(3) 公費負担実施期間

対象経費を公費負担する期間は、原則として1泊分とする。ただし、警察署長が被害者等の安全確保のため必要があると認めたときは、人身安全・少年保護対策課長と協議の上、期間を延長することができる。

なお、当該期間には、事案認知直後のほか、被疑者の釈放前後や、被害者等を関係機関や親類等に引き継ぐまでを含むものとする。

(4) 一時避難施設の選定

ア 被害者等の状況、地域の実情等を勘案の上、ホテル等の宿泊施設のみならず、ウィークリーマンション、公営住宅等の部屋の一時借上げ、公的・民間施設等の利用等を含むこととして差し支えない。

イ 一時避難施設の選定に当たっては、被害者等の安全の確保に適合した設備が整っている施設を選定すること。

3 公費負担の手続

(1) 前記2(1)の対象者を認知した警察署の生活安全(刑事)課長は、別記様式「一時避難に係る経費の公費負担報告(申請)書」により警察署長に報告するものとする。

(2) 報告を受けた警察署長は、対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、生活安全(刑事)課長に、被害者等に対して、この制度の趣旨及び公費負担の対象経費、期間等を説明させ、その意思を確認した上で公費負担を認定するものとする。

(3) 生活安全(刑事)課長は、上記により警察署長の認定を受けた対象経費の公費負担について、一時避難施設に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。

(4) 警察署長は、公費負担を認定したものについて、速やかに人身安全・少年保護対策課長へ報告するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 本制度は、被害者等の安全を確保するために緊急・一時的に被害者等を避難させる必要があるものの、石川県女性相談支援センターや福祉事務所等公的機関の施設、親類・知人宅等^{ちゆうちよ}に避難させることができない場合や、被害者等が経済的負担を理由に避難を躊躇する場合の措置であることから、まずは上記施設等の利用について被害者等に打診して検討するものとし、かかる施設等の利用が困難である場合に限り、本制度の措置を講ずるものとする。

- (2) 本制度の趣旨は一時避難であり、生活支援ではないことに留意すること。
- (3) 本制度の措置を講ずる被害者等の個人情報や、利用施設の名称・場所等、一時避難に係る事項の保秘の徹底に配慮すること。
- (4) 事後の紛議を避けるため、公費負担の可否が決定するまでは、被害者等にその見通し等について伝えないこと。
- (5) 執務時間外であっても迅速に対応できるよう、あらかじめ管内に協力施設を確保しておくよう努めること。また、管外に所在する施設を利用する場合もあるため、近隣警察署間において協力施設に関する情報の共有を図るとともに、人身安全・少年保護対策課にも報告すること。

5 その他

本制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、人身安全・少年保護対策課長と協議するものとする。

(別記様式省略)